

第7次地域保健医療計画及び第7期介護保険事業（支援）計画における 在宅医療・介護サービス等の見込み量の整合について

1 趣旨

今後、高齢化の進展のほか、病床機能の分化・連携の推進に伴い、今後慢性期の入院患者の一部が在宅医療や介護サービス等へ移行することが見込まれている。

このため、こうした在宅医療・介護サービス等への新たな需要について、地域の実情に応じて適切に受け皿の整備を行う必要がある。

第7次地域保健医療計画及び第7期介護保険事業（支援）計画においては、この受け皿整備の必要量を踏まえた在宅医療の整備目標や介護サービスの種類ごとの量の見込みについて同一のデータを基に、それぞれの計画の間で整合的に設定する。

2 病床機能の分化・連携による在宅医療等の新たなサービス必要量の推計

圏域	市町村	平成32年 (2020年)	平成35年 (2023年)	平成37年 (2025年)
南部	川口市	153.8	306.8	429.2
南部	蕨市	19.6	39.0	54.6
南部	戸田市	27.7	55.3	77.2
		201.0	401.1	561.1
南西部	朝霞市	35.0	70.0	95.3
南西部	志木市	22.1	44.2	60.2
南西部	和光市	19.6	39.2	53.4
南西部	新座市	52.3	104.5	142.3
南西部	富士見市	34.1	68.3	93.0
南西部	ふじみ野市	35.9	71.7	97.7
南西部	三芳町	14.5	29.1	39.6
		213.5	427.1	581.4
東部	春日部市	41.8	95.6	143.8
東部	草加市	38.5	87.8	131.8
東部	越谷市	53.0	120.9	181.6
東部	八潮市	13.5	30.9	46.4
東部	三郷市	22.2	50.7	76.3
東部	吉川市	10.4	23.6	35.4
東部	松伏町	5.2	11.9	17.8
		184.7	421.3	633.1
さいたま	さいたま市	121.9	243.8	410.5
		121.9	243.8	410.5
県央	鴻巣市	24.0	66.3	94.6
県央	上尾市	43.6	120.4	171.5
県央	桶川市	15.3	42.2	60.1
県央	北本市	14.3	39.7	56.5
県央	伊奈町	7.9	21.7	30.8
		105.1	290.2	413.6
川越比企	川越市	161.6	337.5	463.5
川越比企	東松山市	39.7	83.0	114.0
川越比企	坂戸市	50.6	105.7	145.2
川越比企	鶴ヶ島市	32.7	68.3	93.9
川越比企	毛呂山町	19.2	40.2	55.2
川越比企	越生町	6.0	12.5	17.1
川越比企	滑川町	7.6	16.0	21.9
川越比企	嵐山町	9.3	19.4	26.6
川越比企	小川町	16.4	34.2	47.0
川越比企	川島町	11.2	23.3	32.1
川越比企	吉見町	10.0	20.8	28.6
川越比企	鳩山町	10.6	22.1	30.4
川越比企	ときがわ町	6.3	13.2	18.2
川越比企	東秩父村	1.7	3.6	4.9
		383.0	799.9	1,098.5

圏域	市町村	平成32年 (2020年)	平成35年 (2023年)	平成37年 (2025年)
西部	所沢市	189.9	379.8	557.0
西部	飯能市	49.1	98.2	144.2
西部	狭山市	94.7	189.4	278.0
西部	入間市	81.0	162.0	237.7
西部	日高市	35.5	71.0	104.2
		450.2	900.4	1,321.2
利根	行田市	17.9	35.8	47.7
利根	加須市	23.3	46.6	62.2
利根	羽生市	11.4	22.9	30.5
利根	久喜市	33.3	66.6	88.7
利根	蓮田市	14.9	29.8	39.8
利根	幸手市	12.6	25.2	33.7
利根	白岡市	10.8	21.6	28.7
利根	宮代町	8.0	16.1	21.4
利根	杉戸町	10.6	21.3	28.4
		142.9	285.9	381.2
北部	熊谷市	70.8	117.8	171.5
北部	本庄市	29.2	48.6	70.7
北部	深谷市	49.9	83.1	120.9
北部	美里町	4.1	6.9	10.0
北部	神川町	4.7	7.8	11.4
北部	上里町	10.0	16.6	24.1
北部	寄居町	13.3	22.2	32.3
		182.0	302.9	440.9
秩父	秩父市	18.8	37.1	56.4
秩父	横瀬町	2.5	5.0	7.6
秩父	皆野町	3.3	6.5	9.9
秩父	長瀨町	2.6	5.2	7.9
秩父	小鹿野町	3.9	7.7	11.7
		31.2	61.4	93.6
合計		2,016	4,134	5,935.0

※新たなサービス必要量の推計値は、厚生労働省の算出数値による。

医政地発0810第1号
老介発0810第1号
保連発0810第1号
平成29年8月10日

各都道府県 衛生主管部（局）長
介護保険主管部（局）長

厚生労働省医政局地域医療計画課長
厚生労働省老健局介護保険計画課長
厚生労働省保険局医療介護連携政策課長
（公 印 省 略）

第7次医療計画及び第7期介護保険事業（支援）計画における整備目標 及びサービスの量の見込みに係る整合性の確保について

1 基本的な方針

医療計画においては、第7次の計画期間（平成30年度から平成35年度まで）における必要な在宅医療の整備目標を定め、市町村介護保険事業計画の期間と合わせてその半期に見直しを行うこととされている。また、各都道府県は、2025年における医療機能ごとの医療需要に基づく病床の必要量、慢性期機能からの転換分を含めた介護施設・在宅医療等（介護保険施設（介護医療院、介護老人保健施設及び介護老人福祉施設（地域密着型介護老人福祉施設を含む。）をいう。以下同じ。）、特定施設入居者生活介護、認知症共同生活介護、その他介護サービス、在宅医療及び外来医療をいう。以下同じ。）の追加的需要等を推計し、昨年度末までに地域医療構想（医療法第30条の4第2項第7号に規定する地域医療構想をいう。以下同じ。）を策定した。一方、市町村介護保険事業計画及び都道府県介護保険事業支援計画においては、第7期（平成30年度から平成32年度まで）におけるサービスの種類ごとの量の見込み等を定めるとともに、市町村介護保険事業計画においては2025年におけるサービスの種類ごとの量の推計値を定めることとされている。

2025年に向けて、地域医療構想を推進するためには、慢性期機能から介護施設・在宅医療等への転換を含めた追加的需要について、地域の実情に応じて適切に受け皿の整備がなされる必要があり、第7次医療計画及び第7期介護保険事業（支援）計画においては、この受け皿整備の必要量を踏まえた在宅医療の整備目標や介護サービスの種類ごとの量の見込みを、それぞれの計画の間で整合的に、かつ受け皿整備の先送りが発生しないよう計画的に設定する必要がある。また、市町村介護保険事業計画における2025年の介護サービス見込み量の推計値においても、この受け皿整備の必要量を盛り込んだものとする必要がある。

（以下略）